

第2章 1905 年国家基本法

UENO Toshihiko, e-mail: uenot@mc.newweb.ne.jp; URL: <http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html>

1. 前史

1.1. 1802 年のスペランスキーの憲法草案

スペランスキー (М. М. Сперанский) 『国家基本法について』

国家基本法すなわち憲法に基づく「真の君主制」を主張し、国家と憲法を持つ近代国家（立憲君主制国家）を構想

1.2. アレクサンドル 1 世によるスペランスキーの登用

1806 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを登用。

1808 年、アレクサンドル 1 世、スペランスキーに改革案の作成を命ずる。

1809 年、スペランスキー、「国家改造案」をアレクサンドル 1 世に提出。

1.3. 1809 年「国家改造案」の概要

①中央、地方とも、立法、行政、司法の三権分立を原則とする。

②立法の中央機関として国会Думаを開設する。国会の選挙権は財産資格によるものとし、郷волость・郡уезд・県губерния・国государствоという4段階の間接選挙で議員を選挙する。

③行政・司法も郷・郡・県・国という4段階に組織され、行政の中央機関は省Министерство、司法の中央機関は選挙制の判事によって構成される元老院Сенатとする。

④国家評議会Государственный советが国会・省・元老院の三権を統合する。国家評議会は、皇帝の任命する35名の議員（勅撰議員）と各省大臣からなる。

1.4. 1809 年の2勅令

4月勅令、貴族の特権の一部廃止

8月勅令、文官試験の導入

1.5. 1810 年1月1日詔勅による国家評議会の改組

1801 年3月、アレクサンドル 1 世、即位直後に国家評議会を設置。

1810 年1月1日詔勅により、国家評議会を改組

スペランスキー「国家改造案」の部分的実現

1.5. スペランスキーの失脚と復権

1812 年3月、スペランスキー解任

1816 年12月、アレクサンドル 1 世、スペランスキーを名誉回復し、ペンザ県知事、シベリア総督に任命。

1825 年12月のデカブリストの反乱後、ニコライ 1 世、スペランスキーを法典編纂の責任者に任命。

1830 年、スペランスキー『ロシア帝国法律大全（45巻）』を刊行。

1833 年、スペランスキー『ロシア帝国法典』（15巻）を刊行。

2. 国家基本法制定と国会開設までの経緯：

絶対主義王制から立憲君主制への移行

1802年のスペランスキー憲法草案の実現へ

2.1. 1905年8月6日「国会創設に関する宣言」(Манифест об учреждении Государственной думы)、「国会法」(Закон об учреждении Государственной думы)、「国会選挙規程」(Положение о выборах в Думу)

国会を「法案審議機関」ないし諮問機関として位置付け → 政治情勢緊迫化により再検討



2.2. 1905年10月17日「国家秩序の改善に関する宣言」(Манифест об усовершенствовании государственного порядка)

- ①民法典の導入、国会(Государственная дума)創設を宣言。
- ②公布されるすべての法律は国会において承認の手続きを経なければならない。
諮問機関から立法機関へと位置付けが変化
- ③信仰、言論、集会、結社の自由を下賜する。
政党の結成・合法化
社会民主労働党(ボリシェヴィキБолшевики/メニシェヴィキМеньшевики)、社会主義者二革命家党(エスエルСР)、急進党、自由思想党、立憲民主党(カデットКадет)、穏健進歩党、通商産業同盟、10月17日同盟、法秩序党、君主立憲党、ロシア国民同盟、ミハイル・アルハンゲリ同盟など
- ④国民の広範な層を選挙に引き入れる。
- ⑤大臣会議(Совет министров)を常設機関とする。

2.3. 1905年12月11日「国会選挙規程修正令」(Указ об изменении Положения о выборах в Думу)

- ①1905年11月、大臣会議、選挙法案を審議。労働者特別代表制についての提案拒否
- ②1905年12月2日、モスクワ武装蜂起
- ③1905年12月11日、「国会選挙規程修正令」
「8月規程」、11月「大臣会議案」に比べ選挙人の範囲を著しく拡大
「12月規程」の詳細は、参考資料「ロシアの選挙制度」参照

2.4. 1906年2月20日「国会創設令」(Указ об учреждении Государственной думы)

- ①国会の権限＝法案の素案作成と審議、国家予算の承認、鉄道建設および株式会社設立についての諸問題の審議。
- ②国会の任期は5年。
- ③議員は選挙人に対する報告義務がない。
- ④元老院は議員を罷免することができる。
- ⑤法案発議権は、大臣、議員委員会(Коммиссия депутатов)、国家評議会(Государственный совет)が持つ。

2.5. 1906年2月20日新「国家評議会規程」(Положения о Государственном совете)

- ①国家評議会を改組、それを国会と同様の権利を持つ上院(верхняя палата)とする。
- ②国会で採択されたすべての法案はそのあと国家評議会に提出されなければならない、国家評議会が採択した場合にのみ皇帝の承認に委ねる。
- ③改組された国家評議会の半数は被選出評議員、残りの半数は「勅任」評議員。
- ④議長と副議長は毎年皇帝が任命。
- ⑤国家評議会の被選出評議員は聖職者、科学アカデミー、大学の代表者、地方自治会(земское собрание)の代

表者、通商産業界の代表者によって構成(全98名)。それと同数の評議会員を4等官以上の高級官僚(сановник)のうちから毎年皇帝が任命。

2.6. 1906年4月23日「国家基本法」(Основные государственные законы)

参考: 1889年2月11日、大日本帝国憲法制定。

①2院制議会制度を定めたが、皇帝に強大な権力を残した。

②大臣委員会(Комитет министров)を廃し、その機能を、大臣会議と国家評議会に分けた。

③国家基本法の修正は皇帝の発議によってのみ可能(前文)。

第4条 「至上の専制権力は全ロシア皇帝に属する」

第7条 「皇帝は国会と国家評議会との統一において立法権を行使する」

第9条 「皇帝は法律を承認する。皇帝の承認なくしては如何なる法律も効力を持たない」

第10条 「皇帝はすべてにわたる行政(управление)権を持つ」

第87条 国会および国家評議会が休会中、皇帝は、必要な場合、大臣会議の提案にしたがって法的性格を持った勅令(указ)を発令することができる。しかし、国会が開会後2ヵ月以内に承認しなければ、勅令は自動的に効力を失う。大臣は皇帝にのみ責任を負い、皇帝が任命する。

1905年10月17日の宣言とそれに続く勅令は、国家基本法典に一定の修正を必要とした。ニコライ2世は、国家官房にしかるべき草案の準備を委嘱した。1906年2月末、その仕事が完了し、3月に新国家基本法案が大臣会議の審議に付され、皇帝の大権を維持する目的を持った一連の修正が行われた。その記録によれば、大臣会議はとくに、「その権限や最高権力との関係の性質についての危険で無益な論争」に議員たちを引き込むことのないよう、国家会議(国会)の召集までに新基本法案を皇帝が裁可しなければならないと表明した。しかし、別のより重要な要因も存在した。皇帝による国家基本法の直接の裁可はロシア法制に対する皇帝の意志のゆるぎなきことを示すが、国会によるその承認はそれらの法律の法的性質を変えてしまうというのである。

国家官房と大臣会議によって準備された草案は、そのあと、ニコライ2世が議長を務める特別会議で審議された。その会議は1906年4月始めツァールスコエ・セローで開かれた。この会議でも国会の召集までに国家基本法が裁可されなければならないことが再び強調された。

各条文ごとの審議に際しては皇帝の大権の維持に特別の注意が払われた。

国家基本法の裁可についての勅令は、1906年4月23日、つまり第1国会の活動の始まる4日前にニコライ2世によって署名された。そこでは、全ロシア皇帝の専制権力のゆるぎなきことが直接に述べられていた。しかし、その権力は不変ではなかった。今や皇帝は単独で立法権を行使できないのであった。それゆえ、皇帝は、「我々の発議によってのみ修正できる国家基本法の意義を持つ諸決定を一つにまとめ、我らに属する不可分の最高国家行政権力の領域と立法権とを正しく区分する諸規程によりそれらを補足すること」を命じてもいたのである。

皇帝によって裁可された国家基本法を考慮に入れて、国家基本法典は現在2編223条を数える。国家基本法と名付けられた第1編は11章からなる。第2編は5章からなる「皇室典範」である。

かくして国家基本法典は一定のかなり重要な修正がなされた。法典の第2編は事実上いかなる修正も施されなかった。唯一の新規定は125条で、「皇室典範」の修正および補足の手続きに関するものであった。

残念ながら、歴史書も法律書も、1906年4月23日にニコライ2世によって裁可された国家基本法と、1906年版のロシア帝国法典第1巻の一部である国家基本法典とをいつも厳密に区別してきたわけではない。それらの法的性格は同一ではない以上、区別することが必要である。前者は、ロシア専制の立法行為であり、後者はその権限を与えられた国家機関による法律の体系化の結果に過ぎないのである。

1906年4月23日の基本法は、封建的王制からブルジョア的王制への変化の重要な一歩であるが、矛盾に満ちた一歩であり、歴史書および法律書における評価は一様ではない。ある研究者は専制の明白な譲歩ということを重視し、別の研究者はその譲歩は皇帝の数多くの揺るぎなき大権を残すためのものであったことを述べようとする。しかしいずれにせよ、1906年4月23日の国家基本法が立憲主義的な意義のある法規範であったという点では一致している。